

長浜市介護職員初任者研修課程等研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の福祉事業所に従事する介護人材の確保及び定着を図り、質の高い介護サービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）又は介護福祉士実務者研修（以下「実務者研修」という。）の受講に要した費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉事業所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業を実施する事業所又は施設をいう。
- (2) 介護職員初任者研修課程 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第3第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (3) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を取得するための研修をいう。
- (4) 介護職員 福祉事業所に勤務する者であって、高齢者等の家庭を訪問して生活援助及び身体介護を行うもの又は当該福祉事業所において利用者に対する入浴、排せつ、食事等の介助に従事するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、交付申請時において市に住所を有する者であって、納期限が到来している市税、介護保険料及び国民健康保険料（税）に未納がないもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 初任者研修又は実務者研修を修了した日から1年以内に市内の福祉事業所への勤務を開始し、3か月以上継続して勤務している者
 - イ 市内の福祉事業所に勤務している間に初任者研修又は実務者研修を修了し、修了した日から3か月以上継続して勤務している者
- (2) 介護職員として週20時間以上勤務している者
- (3) 令和6年度以後に受講開始した初任者研修又は実務者研修を修了した者
- (4) 他の補助制度等により、この要綱による補助金と同種の補助金（返還の義務を免除された貸付金を含む。）を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、初任者研修又は実務者研修の受講料（教材費、実習費、補講料等を含む。）であって、補助対象者が、受講した養成機関に支払ったものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1の額とし、限度額は次の各号に掲げる研修に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助対象者に対して、勤務先の福祉事業所から受講料の補助がある場合は、補助対象となる経費の額から当該補助額を控除するものとする。

- (1) 初任者研修 5万円
- (2) 実務者研修 10万円

2 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき前項各号の研修ごとに各1回限りとする。
(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市介護職員初任者研修課程等研修費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 長浜市介護職員初任者研修課程等研修費補助金交付申請に係る雇用証明書(様式第2号)
- (2) 介護職員初任者研修課程修了証書又は介護福祉士実務者研修修了証書の写し
- (3) 受講料の領収書の写し等補助対象となる経費の支払の確認ができるもの

2 前項の規定による申請は、当該補助対象者が第3条各号の要件を全て満たした日から6か月以内に行わなければならない。ただし、令和9年3月31日後は申請できないものとする。

3 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第1項の規定による申請をもってなされたものとみなす。
(交付決定等)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合、必要な審査を行い、交付の可否を決定し、長浜市介護職員初任者研修課程等研修費補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金の額の確定及びその通知は、前項の規定による補助金の交付決定及び通知をもってなされたものとみなす。
(交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者に対し、前条第1項の規定による交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。